

公益通報

佐賀県医療センター好生館では適法かつ公正な法人運営及び病院経営に資することを目的として、公益通報および公益通報に係る相談への対応窓口（県民等窓口）を設置しています。

○相談・通報の対象事実

相談・通報いただける内容は、好生館の役職員の職務上の行為のうち、次のいずれかに該当する事実についてです。

- ・法令（条例、規則等を含む）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- ・好生館の諸規定に違反し、又は違反するおそれがある事実
- ・好生館に対する県民等の信頼を損なうおそれがある事実

※ 適法かつ公正な法人運営及び病院経営に資することが目的であるため、役職員等の私生活上の行為は対象外です。

※ 内容が著しく不分明な通報や虚偽であることが明らかな通報については、公益通報ではなく情報提供として受け付けさせていただきます。

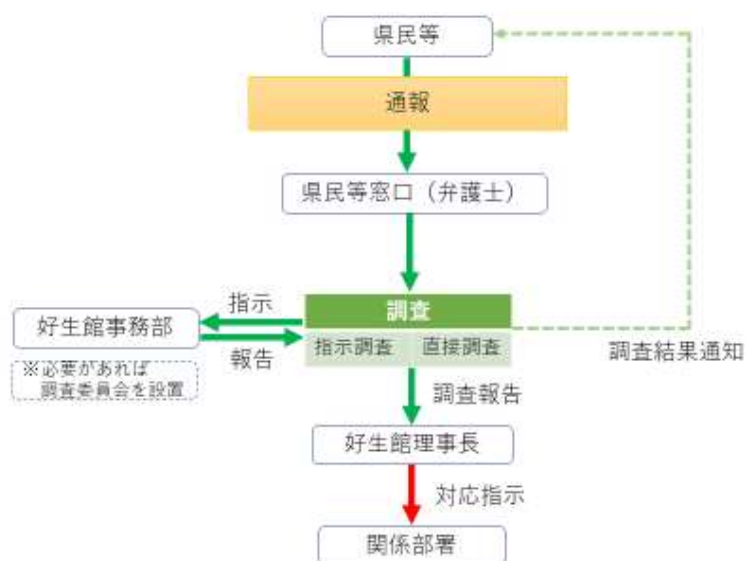
○通報できる方

どなたでも通報することができます。

※ 匿名の通報は受理できません。

○通報の流れ

好生館公益通報制度フロー図（県民等）



○相談・通報の方法

必要事項を公益通報様式に記入し、電子メールまたは封書で県民等窓口までお送りください。具体的な事実、違反している法令の名称等を可能な限り記載し、証拠となるものがあればご提供ください。

なお、ご氏名、ご連絡先及び事案の概要の記載が不十分である場合、確実な調査ができなかったり、調査結果のお知らせができない場合がありますのでご了承ください。

○秘密保護

通報された方のお名前や連絡先等個人情報、ご本人の同意がない限り、県民等窓口を担当する弁護士以外が知ることはありません。

○通報者への通知

調査結果については、県民等窓口担当の弁護士から、通報された方の連絡先にお知らせします。なお、好生館のホームページにも通報の概要やその対応状況を公表します。

○県民等窓口（公益通報窓口）

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル3階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

E-mail: gaibu-tsuhou@koseikan.jp

※ 封書での通報の場合は、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

※ 電子メールでの通報の場合は、メールの件名に「公益通報」と記載してください。

（メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載がない場合、通報メールとして確認できないことがありますので必ず記入してください。）